

東京都板橋区農業委員会

第24期第10回定例総会議事録

令和3年4月26日

於 下赤塚地域センター第1洋室（赤塚庁舎3階）

第 24 期第 10 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 3 年 4 月 2 6 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 1 洋室
(赤塚庁舎 3 階)

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	福島 聡司	5		9	木村 博之
2		6	安井 一郎	10	田中 いさお
3	山口 賢治	7	春日 實	11	久保 秀一
4	會田 幸夫	8	田中 はつ江	12	榎本 勇

議 事

1 協議事項

- (1) 生産緑地に係る主たる従事者証明願について (資料1)
- (2) 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査 (資料2)
について

2 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料3)
合計6件 (内訳: 4条関係5件、5条関係1件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料4)
- (3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について (資料5)
- (4) 令和3年度板橋区農業関係予算概要について (資料6)
- (5) 生産緑地買受者の紹介について (資料7)
- (6) 農業委員会だより(案)について (資料8)

3 その他

- (1) 茶摘み体験学習事業について (資料9)
- (2) さつきフェスティバルの実施について (資料10)

4 次回日程

日 時 令和3年5月26日(水) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	田中 はつ江	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	岸 幸夫	農政担当係長
	古木 輝	書記
	河崎 啓	書記

農政担当係長	<p>只今より、第24期第10回農業委員会定例総会を開会させていただきますが、事務局長は病気の療養のため欠席させていただいております。本日の定例総会は、農政担当係長が事務局長の代理をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは会長、進行をお願いいたします。</p>
会 長	<p>皆さま、こんにちは。</p> <p>早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日の署名委員は、田中はつ江委員、久保秀一委員を指名させていただきます。</p> <p>それでは、協議事項（1）生産緑地に係る主たる従事者証明願について、事務局、お願いいたします。</p>
農政担当係長	<p>1ページ、資料1をご覧ください。</p> <p>生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願が農業委員会会長あてに1件出ております。3ページをご覧ください。申請年月日、申請者、対象者の住所・氏名は記載のとおりです。買取申出事由は、主たる従事者の死亡でございます。対象となる生産緑地番号は11の1か所、合計で5筆ありまして赤塚四丁目1230番、面積は403平方メートルほか、以下の4筆でございます。全体の面積は2,425平方メートルの生産緑地になります。概ねの位置ですが4ページの図をご覧ください。生産緑地番号11と記載のあるところで、氷川神社の東側になります。現地確認を4月6日、染宮委員に行っていたいただいております。この内容で問題がないようでしたら、1ページ目の下にあります証明書を交付したいと考えております。現地の詳細については、書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>みかんの木が100本ほど植えられており、きちんと肥培管理ができています。証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、協議事項（2）都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定審査について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
農政担当係長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>5ページ、資料2をご覧ください。</p> <p>添付のパンフレットも併せてご覧いただければと思います。徳丸四丁</p>

<p>会長</p> <p>農政担当係長</p>	<p>目の生産緑地、生産緑地番号107の一部について、申請者が、農地の所有者から借り受けるという申請が区にございました。貸借を行う生産緑地の地図は6ページにございます。7ページからの事業計画書、14ページからの土地の使用貸借契約書の提出が3月30日にございました。</p> <p>都市農地貸借円滑化法の貸借の手続きの流れについてご説明させていただきます。添付のパンフレットをご覧ください。</p> <p>申請者である借受人から区に提出された事業計画書につきまして、区から農業委員会に計画審査を依頼し、それを受け、農業委員会が審査決定し、その後、板橋区長から計画を認定する流れとなります。</p> <p>続きまして、農業委員会が審議すべき項目について、ご説明いたします。パンフレットの4ページをご覧ください。本件の借受人は区立小学校であり、借受人欄の「JA・区市」に該当するため、認定要件①の項目を満たしているかを確認することとなります。</p> <p>それでは要件①、「都市農業の有する機能の発揮に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作の事業を行う」についてです。こちらは下の表に具体的な基準が示されておりまして、基準1の(1)から(4)のいずれかと、基準2の両方に該当することが必要となります。資料8ページ項目3をご覧ください。記載内容は、学童が農業体験を行うこととなっておりますので、基準1の(2)を満たしていると考えられます。また、8ページと9ページに記載のとおり、貸付人の年間農業従事日数が借受人の1割以上従事する計画となっておりますので、基準2の項目も満たしていると考えられます。</p> <p>現地の状況は、画面をご覧ください。今回、使用貸借される範囲は、道路に面しているところで、幅10メートル、奥行き8メートルの80平方メートルとなります。</p> <p>以上、要件と現地の状況を確認していきましたが、このご説明を踏まえ、基準を満たしているかどうかご審議いただいたうえで、事業計画の決定となりましたら、資料16ページのとおり、農業委員会会長から板橋区長あてに回答させていただきたいと考えております。</p> <p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p> <p>特にないようですので、認定通知書の発行をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>17ページ、資料3をご覧ください。</p> <p>農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。こちらにつきましては、令和3年3月11日から4月10日までに届出があったもので5件ございます。</p>
-------------------------	---

<p>書 記</p>	<p>専決番号1、土地の所在が東新町一丁目51番29の1筆です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は346平方メートルで転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが18ページの上の図、専決番号1と記載しているところで、川越街道ときわ台駅入口交差点の東側、グレーに塗りつぶされているところが区立東山公園になりますが、東山公園の北西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>現況は不耕作地となっております、令和3年2月着工、令和3年7月完了予定、鉄筋コンクリート造3階建て1棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>書 記</p>	<p>続きまして専決番号2、土地の所在が三園一丁目3番1の1筆です。登記簿上の地目は田、現況は不耕作地です。面積は196平方メートルで転用の目的は駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが18ページの下図、専決番号2と記載しているところで、三園通り沿い、三園郵便局の西側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>現況は駐車場となっております、現況に対する届出でございます。</p>
<p>書 記</p>	<p>続きまして専決番号3、土地の所在が高島平五丁目51番7の1筆です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は411平方メートルで転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが19ページの上図、専決番号3と記載しているところで、西高島平駅の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は不耕作地となっております、令和3年3月着工、令和3年9月完了予定、木造2階建て1棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>続きまして専決番号4、土地の所在が小茂根四丁目128番6の1筆です。登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は181平方メートルで転用の目的は共同住宅でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが19ページの下図、専決番号4と記載しているところで、練馬区との区界で図には映っていませんが、図の下方に東京武蔵野病院がありまして、病院の北側の位置です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は木造2階建て1棟、共同住宅となっております、現況に対する届出</p>

農政担当係長	<p>でございます。</p> <p>続きまして専決番号5、土地の所在が赤塚三丁目556番1と559番5の2筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ942平方メートル、1,361平方メートルで転用の目的は共同住宅・駐車場でございます。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置ですが20ページの図、専決番号5と記載しているところで、ドラッグセイムスの縦の通りが赤塚体育館通りになりまして、写っていませんが図の上部分に上赤塚交番がありまして、上赤交番の南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>赤塚三丁目556番1について、現況は木造2階建て2棟の共同住宅と駐車場となっております。</p> <p>赤塚三丁目559番5については、現況は木造2階建て1棟の共同住宅と駐車場となっております。</p> <p>それぞれ現況に対する届出でございます。</p> <p>本件については、前月の定例総会で農地法第3条の届出があった旨報告させていただきましたが、4条の届出がなされていなかったものです。事務局から所有者に働きかけたところ、すぐに4条の届出がありました。</p>
会長	<p>この4条関係5件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p>
農政担当係長	<p>21ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、令和3年3月11日から4月10日までに届出があったもので1件ございます。</p> <p>専決番号1、土地の所在が成増四丁目1035番13、20、22の3筆です。登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ17平方メートル、74平方メートル、52平方メートルで転用の目的は分譲住宅でございます。譲渡人と譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。概ねの位置ですが21ページの下図、専決番号1と記載しているところで、成増幼稚園の東側、図には記載されていませんが榎本皐月園の西側に位置するところです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書記	<p>現況は不耕作地となっております、令和3年6月着工、令和3年10月完了予定、木造2階建て2棟、共同住宅の建築予定となっております。</p>

<p>会 長</p>	<p>この5条関係1件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項（2）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>22ページ、資料4をご覧ください。</p> <p>地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらにつきましては、令和3年3月11日から4月10日までに照会があったもの4件でございます。</p> <p>番号1、土地の所在が高島平五丁目53番20です。登記簿上の地目は畑、面積は233平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月15日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが23ページの上の図、番号1と記載しているところで、西高島平駅と新高島平駅の間地点あたりです。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は木造2階建ての個人住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>続きまして番号2、土地の所在が赤塚二丁目1889番19です。登記簿上の地目は畑、面積は132平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月15日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが23ページの下図、番号2と記載しているところで、下赤塚小学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
<p>書 記</p>	<p>現況は鉄筋コンクリート造4階建ての共同住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>続きまして番号3、土地の所在が赤塚六丁目1924番4です。登記簿上の地目は畑、面積は419平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月22日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが24ページの上図、番号3と記載しているところで、下赤塚小学校の北側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>

書 記	<p>現況は鉄筋コンクリート造2階建ての共同住宅となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
農政担当係長	<p>続きまして番号4、土地の所在が三園一丁目16番21です。登記簿上の地目は田、面積は298平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月29日に東京法務局板橋出張所に回答しております。概ねの位置ですが24ページの下の方、番号4と記載しているところで、三園小学校、区立溝下公園の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。</p>
書 記	<p>現況は月極駐車場となっております。非農地である旨を法務局に回答しております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(3)農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。</p>
農政担当係長	<p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
書 記	<p>資料5、25ページをご覧ください。届出年月日は、令和3年3月30日、届出者は記載のとおりでございます。土地の所在は板橋区赤塚五丁目818番、地目と現況はともに畑で、面積は628平方メートルです。権利を取得した日付は令和3年3月8日で、事由は共有持分の放棄でございます。令和3年4月12日に現地を確認し、4月13日に受理通知書を発送いたしました。</p> <p>現地の詳細は画面をご覧ください。こちらは、赤塚五丁目第四農園として利用されております。</p>
会 長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(4)令和3年度板橋区農業関係予算概要について、事務局、説明をお願いします。</p>
農政担当係長	<p>27ページ、資料6をご覧ください。こちらは農業関係の当初予算の前年との比較表でございまして、歳入・歳出・職員人件費の3つに分けた形でお示ししております。それでは上の表の歳入でございますが、表の一番下、合計欄をご覧ください。令和2年度は、1,453万6千円</p>

<p>会長</p> <p>農政担当係長</p>	<p>でしたが、3年度は2,349万5千円となりまして、895万9千円の増となっています。</p> <p>主な要因でございますが、都補助金の3番、都市農業活性化支援事業費補助金が1千万円増になっています。これは、認定農業者に対する農業施設整備費の補助金でございます。それから、雑入の部分でございますが、2番の区民農園利用料は、区民農園區画数の減によるもの、8番の農業まつり出店参加料は、農業まつりの開催規模縮小に伴う出店数の減によるものでございます。</p> <p>続きまして真ん中の表は歳出でございます。表の一番下、合計欄をご覧ください。令和2年度は、6,231万円でしたが、3年度は6,678万9千円となりまして、447万9千円の増となっています。しかし、合計は都補助事業で増額となっておりますが、コロナ禍による税収の落ち込みなどにより、歳出は一律10%減額を当局から指示されておりますので、実際の歳出予算額としては減額傾向にあります。</p> <p>主な要因でございますが、農業振興経費の1番、農業振興対策費が1,435万円の増になっています。これは、認定農業者に対する農業施設整備費の補助金が1,500万円新たに予算措置されたもので、この内1千万は都から補助金が入ります。また、区単独の補助事業は例年210万円の予算措置がされていましたが、聖域なき10%減額とのことで、189万円に減額しています。それから3番の農業まつり実施経費は、開催規模縮小による委託費の減でマイナス689万円、4番の区民農園運営経費は、農業まつりで行う収穫祭の中止でマイナス130万円、5番の板橋ふれあい農園運営経費は、先進地見学会、七草がゆの集いの中止想定でマイナス79万円でございます。なお、農業委員会費の3番、事務諸経費マイナス33万4千円については、3年に1回、委員の任期満了に伴う経費分がマイナスとなっております。</p> <p>続きまして一番下の表は、職員人件費でございますが、時間外勤務手当がマイナス216万円になっています。これは農業まつり開催規模縮小によって、応援職員の人数が減少することによりマイナスになったもので、赤塚支所職員の時間外勤務手当は、若干減額された程度になっています。</p> <p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(5)生産緑地買受者の紹介について、事務局、説明をお願いします。</p> <p>こちらは書記からご説明いたします。</p>
-------------------------	---

書記	<p>28ページ、資料7をご覧ください。</p> <p>「生産緑地買受者の紹介について」でございます。</p> <p>期限が5月14日となっております。期限までに特に買取を希望する農業者の方がいないようでしたら、その旨を板橋区長あてに報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>報告事項(6)農業委員会だより(案)について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
農政担当係長	<p>こちら書記からご説明いたします。</p>
書記	<p>31ページ、資料8をご覧ください。農業委員会だよりは、年2回発行し、区内農業者の方に配付しているものです。</p> <p>32ページ、2面では、毎年1回行っている「農地利用状況調査について」と「第60回企業的農業経営顕彰・令和2年度農業功労者表彰の受賞」について載せてございます。榎本勇委員が企業的農業経営顕彰東京都農業会議会長賞を受賞され、小原昭雄さんが農業功労者として表彰されました。</p> <p>33ページ、3面では、上段に特定生産緑地制度の制度内容と申請状況について載せてございます。申請状況は記載のとおりです。未申請の12地区については、申請予定のものと申請をしない予定のものと半々であるとの意向を土地所有者の方々から伺っております。下段には「生産緑地の追加指定」のご案内でございます。</p> <p>34ページ、4面では、上段に区政功労者表彰について載せてございます。板橋区農業委員会会長、会長職務代理を務められました田中喜一郎さんが表彰されました。中段から下段にかけて、「板橋区と東京あおば農業協同組合との災害時における応急対策に関する協定について」、「農地法第3条の3第1項による届出について」、「農業者年金」のご案内でございます。「農地法第3条の3第1項による届出について」のご案内は、前月の定例総会で委員から農業者の方への周知が必要であるとのご指摘がありましたので掲載してございます。</p>
会長	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>特にないようですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>その他(1)茶摘み体験学習事業について、事務局、説明をお願いいたします。</p>
農政担当係長	<p>35ページ、資料9をご覧ください。</p>

	<p>茶摘み体験学習事業は、近隣の小学生を対象にお茶摘み体験を通じて、身近な農地・農業を感じてもらったり、食育活動の一環として毎年実施している事業です。昨年度はコロナの影響で子どもたちのお茶摘みはできませんでしたが、先週までに各学校へ確認しましたところ、今年は是非参加したいとのことでした。ところが、緊急事態宣言期間となっていましたので、教育委員会の方針と各学校の意向を踏まえて調整しているところでございます。なお、緊急事態宣言の関係で、各学校から「校外活動は中止」ということになった場合については、昨年同様に、生産者の農家さん、農家さんに関わりのある徳丸青健の方、援農ボランティア、職員等でお茶を摘んで、製茶した後に参加予定だった各学校の児童へ配布する予定です。現時点における実施日については、5月6日（木）を予定しています。参加予定者は、近隣の小学校5校の児童です。できれば事業を実施したいと考えておりますが、現在のところ、学区域外に出る校外活動については中止と聞いております。教育委員会の意向を確認し、各学校と調整のうえ、できる範囲内で実施したいと考えております。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>参加費1人200円は児童から徴収するのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>児童に負担をお願いしております。参加費内訳は、製茶の委託料が約10万円とお茶を封入する袋の印刷経費等となりまして、実費を参加費として負担をお願いしております。</p>
<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>参加予定の児童が多いと思いますが、2部制等にするのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>一時に5校の児童が集まるとかなり密な状態になってしまうため、9時からと10時から参加の2回に時間を分けて、なるべく参加児童が重ならないように考えております。</p>
<p>安 井 委 員</p>	<p>中止になり参加費を児童から受け取れなかった場合、製茶にかかる費用は区が負担するのでしょうか。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>区が負担することになります。昨年度も緊急事態宣言下ということで児童にご参加いただけなかったため、参加費はいただかずに区が費用を負担し、お茶を配付しております。</p>

<p>会 長</p>	<p>他にご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 その他（２）さつきフェスティバルの実施について、事務局、説明をお願いします。</p>
<p>農政担当係長</p>	<p>それでは３６ページ、資料１０をご覧ください。 昨年度は中止いたしました。JA 東京あおば、さつき関係者、区内農業者と協議した結果、コロナ感染に配慮した形で実施することをご了承をいただきましたので、例年規模の開催を予定しております。実施日は、令和３年５月１７日（月）～２０日（木）の４日間で、実施場所は、区役所本庁舎１階のイベントスクエア等です。催物といたしまして、さつきの展示、植木市、板橋ふれあいマルシェによる区内産農産物の販売、それからさつきの販売を予定しております。また、例年実施してまいりましたさつきの手入れ教室などの園芸教室についてですが、講師と受講生が密接になる場面もありますので、残念ですが中止とさせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 ないようですので、これをもちまして第１０回定例総会を閉会いたします。 （終了時間 午後２時５２分） 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 ５月１８日（火） 午後２時００分 ・定例総会 ５月２６日（水） 午後２時００分</p>